条約の附属書による区分		関 係 省
動物界	 ①哺乳綱(食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目を除く。) ②鳥綱 ③爬虫綱(ウミガメ科及びオサガメ科を除く。) ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門 	環境省自然環境局野生生物課
	 ①哺乳綱中の食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門 	農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省生産局農産部園芸作物課
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部森林 利用課